

法令及び判例

(08/10)

A.- 法令

1.- 消費者保護法(Lei n. 12.291/2010)

多くの消費者へ消費者保護法に記載されている権利を広く知って貰う目的から、ルーラ大統領は商店とサービスを提供する業者は消費者保護法典 (Código de Defesa do Consumidor) 1 冊を大衆が手に取り、自由に読める場所へ保持する義務を制定した。

この規則に反した場合の罰則は罰金 R\$ 1.064,10 の支払いが規定されている。しかし、上記に記載する対象商店とサービス提供業者の範囲、更に罰金を徴収する担当官庁、罰金を課された商店又はサービス業者の異議申し立て等については細則令 (Decreto) の発表を待つしかない。

2.- 離婚(Divorcio)について

憲法の第 226 条に国家の家族に対する基本的な保護を制定しているが、6 項に法令に従い裁判所が認めた 1 年以上、あるは立証できる 2 年以上の別居の場合に離婚が成立するとなっているが、7 月 13 日付き憲法補則令 (Emenda Constitucional) は上記の条件を削除し、民事結婚は離婚で解消すると改正した。但し、離婚の申請、登記等についての詳細は法令又は細則令の公布を待つしかない状況と言える。

3.- 国内取引の輸出同等取り扱い - DRAWBACK(以下 DB と表示) 一租税の免税

ルーラ大統領は 2014 年に計画されている、サッカーのワールドカップと 2016 年のオリンピック競技大会の開催に必要な設備を整えるため、巨大な水力発電所又は、サン、パウロとリオを結ぶ新幹線の建設等数多くの国家プロジェクトを発表している。

1970 年代の軍事政権は第二次国家開発計画を発表し、新製鉄所又は新石油精製所の建設或いは拡張を進めた際、ブラジルの機械メーカーが国際入札へ参加し落札した場合、国内へ供給する機器取引は税務上輸出同等取引として税務恩典を受けていた。(Exportação Verde Amarela)

先日あるお客様から、ドロウバック(DB)制度について質問があり、久方ぶりに輸出同等取引の一環としての D B に関する現行規則を再確認した。

大要は次の通り。

1.- 輸出向け工業製品の製造に必要な原材料、機器、部品等の輸入は 66 年の法令(Decreto-Lei n.º 37)に従い、連邦税 (当時 II, IPI + 現在は PIS/COFINS を含む) と州税(ICMS)の免税、支払い猶予(SUSPENSÃO) 或いは租税の払い戻し(Restituição)が行われていた。

2.- 上記輸出に関する DB は輸出取引金額の 40%が一般的な枠であったが、輸出取引あるいは製品の特種性から DB 金額が 40%以上の場合でも、外貨を得る目的から、貿易管理局の採決で許可するケースもあったと記憶している。

3.- さて約 30 数年後の今日、国内へ供給する機械、機器等の輸出同等取扱い制度は有効なのか調べてみた。

3.1.- 国外商取引管理局 (SECEX- SECRETARIA DO COMERCIO EXTERIOR) の指令(Portaria n.^o 10, de 24/05/2010)は輸出入取引一般へ適用する規則を制定している。

同指令の 60 条と 110 条に国内で製造した機器を国内へ供給する場合でも、DB を適用できる条件として。

- A. 国内の機械メーカーが国際入札(Llicitação Internacional)へ参加し、落札受注した国内向け機械機器(Máquinas e equipamentos)の国内製造へ必要な原材料、半仕掛品、部品の輸入品が対象となる;
- B. 受注した機械機器の代価は国際金融機関、又は外国政府からの外貨建て融資を源泉とした資金で支払う;
- C. 或いは BNDES(国内経済開発社会銀行)が 90 年の法令(Lei n.^o 8032 – art. 5^o)に基づき導入した、外貨資金をベースとした融資金で支払う。.
- D. 公法法人、民法法人が法令(Lei n.^o 6.702/08)に従い、購入者が最良な見積書を選択する目的から行う国際入札が対象となる。

4.- DB の具体的な申請様式は同指令 73 条の II に従い提出する。
以上から、国内向け取引でも DB の適用申請が出来る。

5.- 最後に、国内向け工業製品の取引でも、租税の免税が得られるケースがある。

外国に在する企業と輸出契約書を結び、供給する工業製品がブラジ向け輸出製品の一部として使用され国外へ出ない場合でも、自由交換外貨(Moeda Conversível)または国内貨幣で支払われる取引は為替と税務上、輸出同等取引とし、恩典を受けることが出来る。(Lei n.^o 12.024/2009)

但し、上記取引は、製品が国外へ出ないため、連邦租税(IPI, PIS/COFINS, IR 等)だけが免税の対象となる。従って、州税である流通税(ICMS)は免税とならない。

